

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

行橋市では想定最大規模の大雨による長峽川、小波瀬川、今川、祓川の福岡県洪水浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫区域が指定され、長峽・小波瀬・今川では想定最大で10m未満、祓川では7m未満の浸水、家屋倒壊等氾濫のおそれが大雨により想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、山間の津積・杉の木や入覚・高来地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、田畑の多くが集積している。

(地震：J-SHIS)

南海トラフ巨大地震の想定震度は、M7.1～7.6の地震が発生した場合に、市域における震度の目安は「5強」程度という資料が発表されているが、小倉東新層北東下部に起因する地震の想定震度は、最大で「6弱」（一部地域のみ6強）と南海トラフ巨大地震を上回る震度となっている。

(津波：福岡県津波浸水想定)

福岡県の「津波浸水想定」の最大クラスの津波に想定される津波浸水シミュレーションによれば、蓑島や沿岸地区一帯は、2.0～5.0mの津波による浸水が想定される。

(感染症等)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他)

大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼし、市内の今川・祓川・長峽川・小波瀬川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。また、市内全域に渡り、急傾斜地崩壊危険箇所が多く集積しており、これまでも、大型台風の際には、自然斜面を中心に広く土砂災害等が発生し、家屋の倒壊等の被害が発生している。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 2,721人
- ・小規模事業者数 2,654人

【内訳】

(令和3年度経済センサス活動調査より集計)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	233	227	市内に広く分布している
	製造業	144	139	市内に広く分布している
	卸・小売業	668	651	市内に広く分布している
	宿泊・飲食サービス業	318	310	市街地に多く分布している
	生活関連サービス業、娯楽業	235	229	市街地に多く分布している
	その他	1,123	1,098	市内に広く分布している

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・行橋市防災計画の策定

- ・災害ポータルサイトを構築（防災メール・防災マップ等）、防災備品の備蓄
- ・行橋市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・東京海上火災保険㈱と連携した損害保険への加入促進

II 課題

現状では、緊急時の取組について計画的な記載にとどまり、当会議所と当市の協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会議所の経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会議所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会議所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

- ・会報や市広報、ポータルサイトやSNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会議所は令和3年度に事業継続計画を作成「令和7年4月1日改訂」（詳細は別途参照）。

3) 関係団体等との連携

- ・東京海上火災保険㈱に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

- ・（仮称）行橋市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会議所、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（南海トラフ巨大地震の想定震度 M7.6 超える M.8 の地震、または洪水や土砂災害）が発生したと仮定し、当市との連携ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後8時間以内に職員の安否報告を行う。

- （電話・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会議所と当市で共有する。）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うが

い等の徹底を行う。

・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、行橋市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

・当会議所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会議所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

※災害規模により異なる。

・当市で取りまとめた「行橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における連絡体制 >

・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。

・当会議所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

・当会議所と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会議所又は当市より県の商工担当部署へ報告する。

・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会議所と当市が共有した情報を福岡県の指定する方法にて当会議所又は当市より福岡県へ報告する。

・当会議所は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、行橋市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。

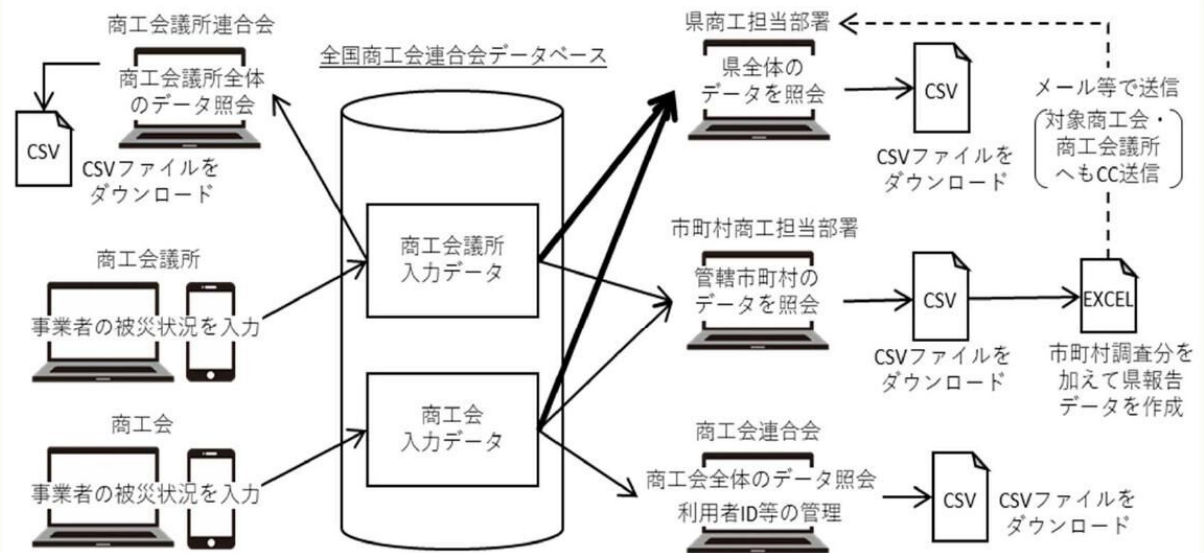
・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたは FAX 等により情報共有又は報告を行う。

・報告時間について、当会議所は原則、発災翌日の 12:00 と 15:00、2 日目の 12:00、3 日目の 12:00

とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

① システム利用可能時

商工会災害対応システムの活用方法

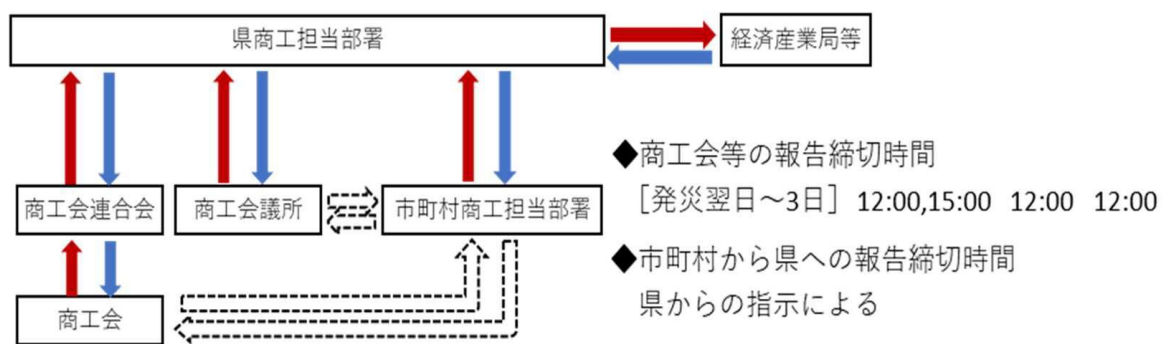


◆データ入力の締切時間
[発災翌日～3日] 12:00,15:00 12:00 12:00

◆市町村から県への報告締切時間
県からの指示による

② システム不具合発生時

・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



・また、当会議所は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I

福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況

提出日：令和○年○月○日

団体名：

記入担当者：

	被害箇所				被害状況		区分 (動機の修正が修正案)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容(建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください)	動機→前回の報告に異な った理由 修正→前回の報告内容に 修正を加える場合 変更案→前回の報告内容から 変更が強い場合
記 入 例	○○郡○○町○丁目○	—	株式会社○○製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。	
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	
1							
2							
3							

※前日までに御報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追加していただきます。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。
※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、行橋市と相談する（当会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

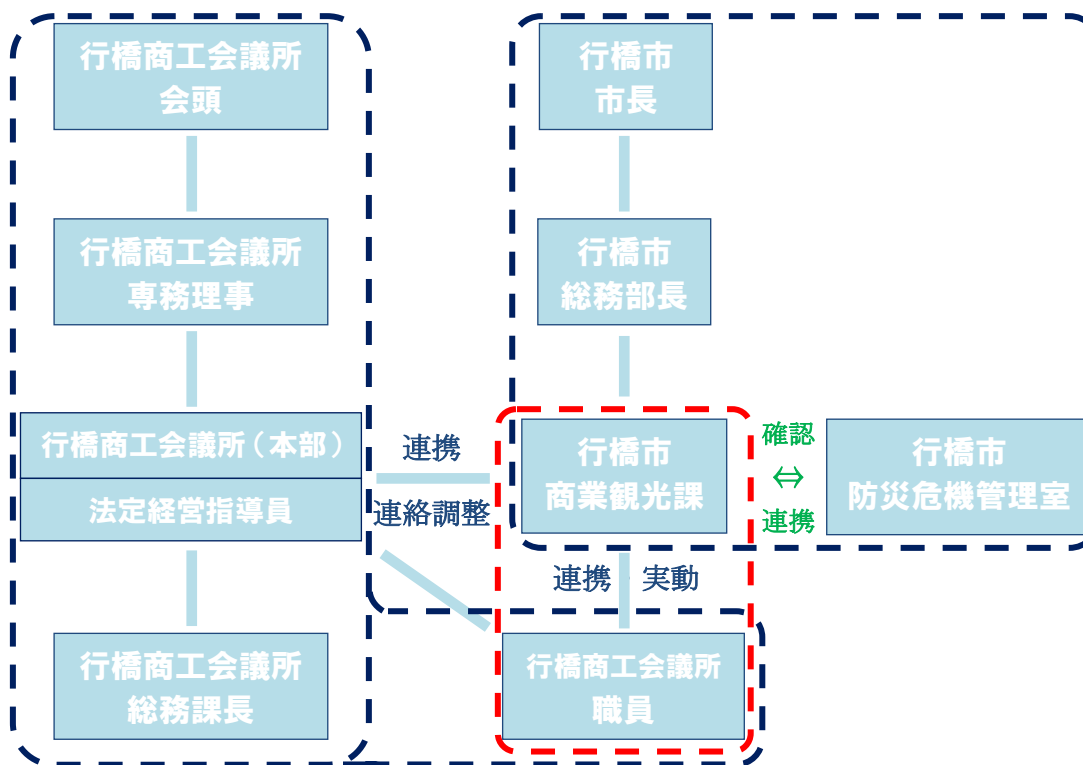
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年8月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 木原 陽太郎 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会議所

行橋商工会議所 地域振興課

〒824-0005 福岡県行橋市中央1-9-50

TEL : 0930-25-2121 / FAX : 0930-25-3488

E-mail : info@yukuhashi-cci.or.jp

②関係市町村

行橋市役所 商業観光課

〒824-8061 福岡県行橋市中央1-1-1

TEL : 0930-25-1111 / FAX : 0930-25-0299

E-mail : syougyoukankou@city.yukuhashi.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	1458	1458	1458	1458	1458
・専門家派遣費	800	800	800	800	800
・協議会運営費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	308	308	308	308	308
・広報物作製費	200	200	200	200	200
・防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、行橋市補助金、福岡県補助金、日本商工会議所補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

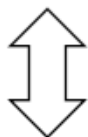
事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名 称 東京海上火災保険(株) 北九州支店 代表者の氏名 支店長 宗次 勇介 住 所 福岡県北九州市小倉北区米町1-5-20
連携して実施する事業の内容
①普及啓発セミナーの開催 ②専門家派遣 ③損害保険への加入促進
連携して事業を実施する者の役割
①セミナー開催に際し、東京海上火災保険(株)を講師として派遣する事により、専門的知識及び、損害保険加入の重要性を啓発。 ②損害保険加入促進を行う際の保険 内容の説明及び、加入手続き。

連携体制図等

小規模事業者等

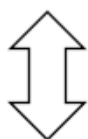
相談
支援依頼



セミナー開催
事前災害対策を支援等

行橋商工会議所・行橋市

講師や共済普及の依頼



講師派遣や共済普及活動

東京海上火災保険(株)